

## 吸収分割公告

令和6年9月10日

株主各位

京都市山科区東野狐藪町16番地  
株式会社ヤマシナ  
代表取締役社長 堀 直樹

当社は、令和6年10月1日を効力発生日とし、当社が営む金属製品事業に関する権利義務を株式会社ヤマシナ吸収分割準備会社に承継させる吸収分割を行うことといたしましたので、公告いたします。

会社法第785条第1項の規定に基づき、この吸収分割について株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面により株式買取請求権を行使する旨及び株式買取請求に係る株式の数を当社宛てにご通知ください。

株式買取請求に際しては、社債、株式等の振替に関する法律第155条第3項に基づき当社指定の以下記載の買取口座への振替申請の手続きを行っていただくこと、及び当社宛ての個別株主通知が必要となりますので、株式買取請求に係る株式を預託している証券会社等の口座管理機関に、振替申請及び個別株主通知の申出の取次ぎを請求してください。

### <買取口座>

振替先口座(買取口座)管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社ヤマシナ(買取口座)
加入者口座コード	002947306222969000030

以上